解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年十月十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

石川県野々市市三日市二丁目二二二番地

野々市市北西部土地区画整理組合

清算人代表　黒山　茂

解散公告（第二回）

当市街地再開発組合は、平成二十九年十月十日兵庫県知事の認可公告により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

兵庫県三田市中央町九番五号

三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合

代表清算人　西中　雅一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十九年九月二十九日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

愛媛県大洲市大洲六九〇番地の一

大洲市土地開発公社

代表清算人　清水　裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十九年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

北海道中川郡幕別町本町一〇九番地の一

医療法人社団勝山医院

清算人　勝山　繁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年六月三十日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、平成二十九年九月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

静岡県沼津市原一一七九番地の二

医療法人社団長澤歯科医院

清算人　長澤　宣子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

和歌山県岩出市根来三〇番地の一

医療法人新田医院

清算人　新田　豊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年四月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

広島県呉市中央七丁目三番一四号

医療法人善寿会

清算人　岩田　淳治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年八月三十一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

福岡県京都郡みやこ町犀川本庄六四六番地

清算法人犀川南部土地改良区

代表清算人　大森　敏雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年九月二十二日宮崎県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田二九〇九番地

蒲牟田生産森林組合

清算人　吉元　資起

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年九月十九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十八日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地

清算法人糸満市北名城土地改良区

代表清算人　新垣　政次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区江戸川一丁目四三番地二〇、最後の住所山形県最上郡最上町大字富澤四四六七番地最上ふれあい学園

被相続人　亡　中村　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十八日

山形県新庄市桧町一一番地四

相続財産管理人　佐藤　正弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区六角橋一丁目一二九番地、最後の住所群馬県藤岡市浄法寺一八八一番地六　御嶽養護老人ホーム

被相続人　亡　金子　まつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十八日

群馬県高崎市八千代町二丁目一番一号高橋三兄弟法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境下武士一三六九番地五、最後の住所群馬県伊勢崎市境下武士二一六九番地

被相続人　亡　茂木　信司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十八日

群馬県前橋市石倉町五丁目一三番地七

相続財産管理人　弁護士　古平　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境下武士一三六九番地五、最後の住所群馬県伊勢崎市境下武士二一六九番地

被相続人　亡　茂木　信司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十八日

群馬県前橋市石倉町五丁目一三番地七

相続財産管理人　弁護士　古平　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境下武士一三六九番地五、最後の住所群馬県伊勢崎市境下武士二一六九番地

被相続人　亡　茂木　信司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十八日

群馬県前橋市石倉町五丁目一三番地七

相続財産管理人　弁護士　古平　弘樹

第30期決算公告

平成29年8月21日

東京都世田谷区瀬田2丁目26番7号

伊佐ホームズ株式会社

代表取締役　伊佐　裕

貸借対照表の要旨　（平成29年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	364,115	流動負債	435,021
固定資産	425,959	（賞与引当金）	(11,000)
		（完成工事補償引当金）	(10,640)
		固定負債	238,885
		（退職給付引当金）	(11,163)
		株主資本	116,169
		資本金	50,000
		利益剰余金	66,169
		利益準備金	540
		その他利益剰余金	65,629
		（うち当期純損失）	(43,343)
資産合計	790,074	負債・純資産合計	790,074